

事指第1654号

令和6年3月4日

「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議構成員 御中

大阪府環境農林水産部環境管理室長

大気汚染防止法の石綿飛散防止対策に係る事前調査の周知について（依頼）

日ごろから、本府環境行政の推進につきまして、ご協力をいただき厚く御礼いたします。

さて、令和2年6月に公布された改正大気汚染防止法により、令和5年10月以降に着手する建築物の解体等工事に係る事前調査については、調査を適切に行うために必要な知識を有する者により行わせることが義務付けられ、建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策に更なる強化が図られることとなりました。

府域では、石綿が使用された建築物等の解体等工事が今後も増加すると予想されており、石綿飛散防止対策の一層の推進を図るべく解体等事業者向けの周知チラシを作成しました。

つきましては、貴団体の会員各位へご周知いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

大阪府環境農林水産部環境管理室

事業所指導課大気指導グループ 加藤、河野

TEL:06-6210-9581

FAX:06-6210-9584

Mail: jigyoshoshido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp